

令和7年度 第3回農業委員会総会 (7. 6. 20)
開 会 午後2時30分 小平市役所 6階 601会議室

議長～ ただいまから、令和7年度・第3回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい
ませんか。

全 員～ 異議なし。

議長～ 7番 森田委員、8番 井上委員にお願いします。

第1号議案 農地の権利移動又は設定許可申請の件（法第3条）

議長～ 1番 譲 受 人
譲 渡 人

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 第1号議案から第4号議案の現地調査につきましては、6月16日午前
に5番尾崎委員、4番金子委員及び事務局、同日午後に12番浅見委員、
7番森田委員及び事務局とで行っております。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

本件は農地の所有権移転に関する案件でございます。

所有権移転の理由と経過につきまして、事務局担当からご説明させていただきます。

事務局担当～ 本件は、農地を農地のままで所有権を移転するための許可申請に関する案件で
ございます。なお、該当の農地は、市街化区域畑ですので、あらかじめご報告さ
せていただきます。

農地法第3条許可の基準については、農地の権利取得者が3つの条件を満たすこ
とが必要ですので、ここで簡潔にご説明させていただきます。

また、お手元に3条許可の概要の資料をご用意いたしましたので、そちらもご参
照ください。

1つ目は、農地の権利を取得する方または世帯員等が農地のすべてを効率的に利
用して耕作の事業を行うと認められるかという全部効率利用要件でございます。

2つ目は、農地の権利を取得する方もしくは世帯員等がその取得後において行う耕作に必要な農作業に原則として150日以上従事することが認められるかという、農作業常時従事要件でございます。

3つ目は、取得後において行う耕作の事業の内容や農地の位置・規模からみて、農地の集団化や、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないかという、地域との調和要件でございます。

この3つが判断基準となりますが、2つ目の農作業常時従事要件につきましては、要件を満たしていることをあらかじめ事務局で確認しております。

今回判断いただくのは、1つ目の全部効率利用要件と3つ目の地域との調和要件、すなわち、「農地のすべてを効率的に利用すると認められるか」、「周辺地域の農業利用に支障がないか」の2点です。

それでは、現地の状況報告を、12番浅見委員からお願いいたします。

12番浅見委員～ 現地は、トマト、トウモロコシ、タマネギ、キウイが栽培されており、適正に管理されておりました。また、農地法第3条許可の要件についても問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件を許可することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長～ 2番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 2番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するものでございます。

2番

現地案内図は、2ページ2番です。

12番浅見委員から調査結果の報告をお願いいたします。

12番浅見委員～ 現地は、果菜類が作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件を適格者として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～ 3 番 申 請 者
 4 番 申 請 者
 5 番 申 請 者
 6 番 申 請 者

以上4件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 3 番から6番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの証明を発行するものでございます。

3 番
現地案内図は、3 ページ、3 番です。
1 2 番浅見委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 2 番浅見委員～ 現地は、カキ、ウメ、果菜類、ジャカイモなどが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 4 番
現地案内図は、4 ページ、4 番です。
1 2 番浅見委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 2 番浅見委員～ 現地は、クリ、ビワ、キンカンが栽培されておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 5 番
現地案内図は、5 ページ、5 番です。
5 番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5 番尾崎委員～ 現地は、トウモロコシ、麦、ネギ、ナス、トマト、サツマイモが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 6 番
現地案内図は、6 ページ、6 番です。
1 2 番浅見委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 2 番浅見委員～ 現地は、ツツジ、シャラ、ヤマモモ、ハナミズキ等が栽培されておりました。適正に管理されており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上4件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議 長 ～ 7 番 申 請 者
8 番 申 請 者

以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 7 番及び8 番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画を審議するものでございます。

7 番

現地案内図は、7 ページ、7 番です。

5 番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5 番尾崎委員～ 現地は、下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 8 番

現地案内図は、8 ページ、8 番です。

1 2 番浅見委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 2 番浅見委員～ 現地は、下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上2件につきまして、事業計画決定といたします。
以上が今月の議案でございます。
次に、5 月 1 2 日から 6 月 1 0 日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議 長 ～ 9 番 申 請 者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 今回報告の法第3条の3第1項の届出に関しまして、所有者への意思確認及び
現地調査につきましては、事務局にて行っております。

9 番
現地案内図は、9 ページ、9 番です。
現況は畑でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を6月13日をもって
行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出
の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長 ～

10番	譲受人
	譲渡人
11番	譲受人
	譲渡人
12番	譲受人
	譲渡人
13番	譲受人
	譲渡人
14番	譲受人
	譲渡人
15番	譲受人
	譲渡人

以上6件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

10番

現地案内図は10ページ、10番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

11番

現地案内図は11ページ、11番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

12番

現地案内図は12ページ、12番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

続きまして、13番から15番につきましては、関連しております。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地であることをご報告いたします。

13番

現地案内図は13ページ、13番です。

14番

現地案内図は13ページ、14番です。

15番

現地案内図は13ページ、15番です。

以上6件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を5月23日、6月4日及び6月13日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。
以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。